

平成 17 年 10 月 7 日

「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

なお、不適正な取引行為を行う事業者への指導体制の強化のため、愛知県との連携をより密にしていく方針の一環で、愛知県の不当請求を行う事業者名の公表と同時に発表します。

記

1 公表の内容

平成 17 年 5 月から 8 月までに本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名、住所、請求内容等(下表のとおり)

■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
財務局認可法人 国民財務管理事務局	東京都千代田区神田錦町 2 丁目 7 番地 10 号	「総合消費料金未納分訴訟最終通達書」という名称を使用。 総合消費料金未納分につき、契約会社ないしは運営会社から民事訴訟と

		<p>して訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、裁判後の措置として給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>財務局認可法人の名称を用い、訴訟問題及び裁判取下げ等の相談に関しての連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
財団法人 東京管理事務局	東京都新宿区四谷 1-8-10	<p>「総合消費料金未納分最終通達書」という名称を使用。</p> <p>総合消費料金未納分につき、契約会社及び回収業者から委託を受けたので、連絡がない場合は、指定の裁判所への出廷、裁判後の給料、動産、不動産の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>財団法人の名称を用い請求金額、支払方法を電話で伝え、電話番号を記載して消費者からの連絡を促す。</p>
株式会社 アールエム	東京都新宿区高田馬場 2-8-4 タナベビル 7F	<p>「未納料金請求通知書」という名称を使用。</p> <p>携帯電話、パソコン有料サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、サイト運営業者から依頼を受けたので、連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>

<p>ときわ中央法律事務所</p>	<p>東京都港区虎ノ門 5-1-15 三興ビル 3・4・5F</p>	<p>「受任通知書」という名称を使用。</p> <p>通信販売で購入した商品について、当事者間での解決が見込めないために行った裁判所への提訴が受理され、後日、裁判所からの出廷命令が通達され、指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判の取下げを希望する場合の連絡先として事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>関東弁護士連合会 大和法律事務所</p>	<p>東京都目黒区青葉台 3-17-5 三井ビル 2F</p>	<p>「受任報告書」という名称を使用。</p> <p>通信販売で購入した「美容関連商品」について、裁判所への提訴が受理され、商品販売業者から当該事務所が受任した旨を通知。</p> <p>後日、裁判所からの出廷命令が通達され指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判の取下げを希望する場合の連絡先として事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>株式会社 オールワン</p>	<p>東京都台東区蔵前 4-37-5 朝井ビル 3F</p>	<p>「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、連絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p>

		問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。
株式会社 アークサポート	東京都文京区水道 1-6-8 第一ビル 5F	<p>「未納料金請求通知書」という名称を使用。</p> <p>携帯電話、パソコン有料サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、サイト運営業者から依頼を受けたので、連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
財務省管轄支局 民事訴訟管理事務局	東京都千代田区神田錦町 2丁目7番地10号	<p>「民事訴訟最終告知通達書」という名称を使用。</p> <p>契約会社ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、裁判後の措置として給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うことを通知。</p> <p>財務省管轄支局の名称を用い裁判の取下げを希望する場合の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
株式会社 シーアイサポート	東京都文京区音羽 1-26-15AM ビル 3F	<p>「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、連</p>

		<p>絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
大田法律事務所	東京都大田区南馬込 4-33-15 清水ビル 7F	<p>「事前連絡」という名称を使用。</p> <p>通信販売で購入した商品について、裁判所への提訴が受理され、後日、裁判所からの出廷命令が通達され、指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判の取り消しを希望する場合の連絡先として事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
かまた法律事務所	東京都大田区蒲田 5-38-3 矢口ビル 2F	<p>「事前連絡」という名称を使用。</p> <p>通信販売で購入した商品について、裁判所への提訴が受理され、後日、裁判所からの出廷命令が通達され、指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判の取り消しを希望する場合の連絡先として事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
法務局管理センター	東京都文京区湯島 4-4-1	<p>「民事訴訟裁判税務未納通知書」という名称を使用。</p> <p>民法指定消費料金未納分につき、連絡がない場合は、指定裁判所への出廷。裁判後の処置として給与、動産</p>

		<p>物、不動産物の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
株式会社 ライネックス	東京都港区高輪 1-26-13 クレアビル 2F	<p>「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、連絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
法務局認定法人 民事訴訟通達管理局	東京都千代田区平河町 1 丁目 9 番地 7 号	<p>「料金未納訴訟最終通達書」という名称を使用。</p> <p>契約会社ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、裁判後の措置として給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うことを通知。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い民事訴訟及び裁判の取下げの相談に関する連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
民事訴訟通達管理事務局	東京都渋谷区恵比寿西 1 -8-8	<p>「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という名称を使用。</p>

		<p>総合消費料金未納分につき、契約会社及び回収業者から訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、裁判後の措置として給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
株式会社 フォレスト	東京都港区六本木 3-3-7 7 トラストビル 3F	<p>「未納料金請求通知書」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金の確認及び支払方法の尋問を、サイト運営業者から依頼を受けたので、連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>

なお、請求文面は、別添(例示)のとおりです。

2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。
- 事業者に電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることになります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、名古屋市消費生活センターの**架空請求ホットダイヤル**へご相談ください。

3 その他

愛知県で公表している不当請求を行う事業者名については、県ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000028974.html> に掲載されます。

■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第 16 条の 4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

総合消費料金未納分訴訟最終通達書

処理番号 (わ)57-125-155

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて賜っておりますので管理課職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※ 裁判取り下げ最終期日 平成17年6月8日

0120-070-003 (管理課)

受付窓口 9:00~19:00

休日 (土・日・祝日)

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町2丁目7番地10号

財務局認可法人 国民財務管理事務局

受 任 通 知 書

この度、貴殿がご利用されました販売業者様より民法643条に基づき当事務所が受任致しましたのでご通知します。以前、貴殿が通信販売で購入された商品に対し、販売業者様からの催促にも返答がなく、当事者間での解決が見込めない為、裁判所へ提訴し、正式に5月25日に受理されました。後日、正式に裁判所から出廷命令が通達されますので裁判所の指示に従い、指定の裁判所への出廷となります。

裁判取り消しを希望される方は、裁判取り下げ期日6月3日迄に当事務所に連絡下さい。

ときわ中央法律事務所

管理番号 0253-27 担当 金田・遠藤

受付時間 月～金 9:00～17:00

受付番号 03-●8●8-●●5●

東京都港区虎ノ門5-1-15三興ビル3・4・5F

日比谷線 神谷町駅徒歩2分 3階受付